

青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

青森県農林水産部林政課

ナラ枯れ被害（正式名称：ブナ科樹木萎凋病）は、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という）という媒介昆虫の移動に伴い被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

また、ナラ枯れ被害は、カシナガの生態から高齢の大径木ほど被害を受けやすいとされています。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、県内市町村の被害状況に応じた「**ナラ類の伐採・移動・利用**」の際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○ナラ類 … ブナ科のうちブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ、クリ等）

留意事項一覧（詳細は次ページから記載）

区 分	生立木の伐採	移動・利用	
		未被害木	被害木
被害発生市町村 (A)	6月～9月は伐採しない	【移動】ナラ類は原則として、 <u>Bへ移動しない</u>	
		・10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合、 <u>A・Bへ移動可</u>	・10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は <u>Aで移動可</u>
		【利用】5月までに利用すること	
		【薪利用】カシナガが蛹化する前の3月末までに割材すること	
未被害市町村 (B)	6月～9月は極力伐採しない	・健全木であることを十分に確認した上で <u>A・Bへの移動可</u>	・原則として、 <u>Aで利用</u> ・ <u>Bに移動する場合は、割材した翌年の10月以降</u>
		伐採木の移動や利用について制限なし 【利用】 <u>Aからカシナガを誘引する可能性がある</u> ので、伐採木等は放置せず、5月までに利用すること	

A：青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、弘前市、黒石市、大鰐町、五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、佐井村

B：平川市、西目屋村、藤崎町、田舎館村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村

利用期間…シーズン（7月～翌年6月）内に確認された被害木は、カシナガが羽化脱出する翌シーズンの6月までに駆除する必要があるため、カシナガが越冬する前の年度内を推奨するが、同シーズンの5月までとする

利用方法…破碎（粉碎）・チップ化・ペレット化、焼却、炭化、製材

ナラ枯れ被害発生市町村位置図

被害発生市町村は下図のとおりで、民国の被害状況を含めたものになります。

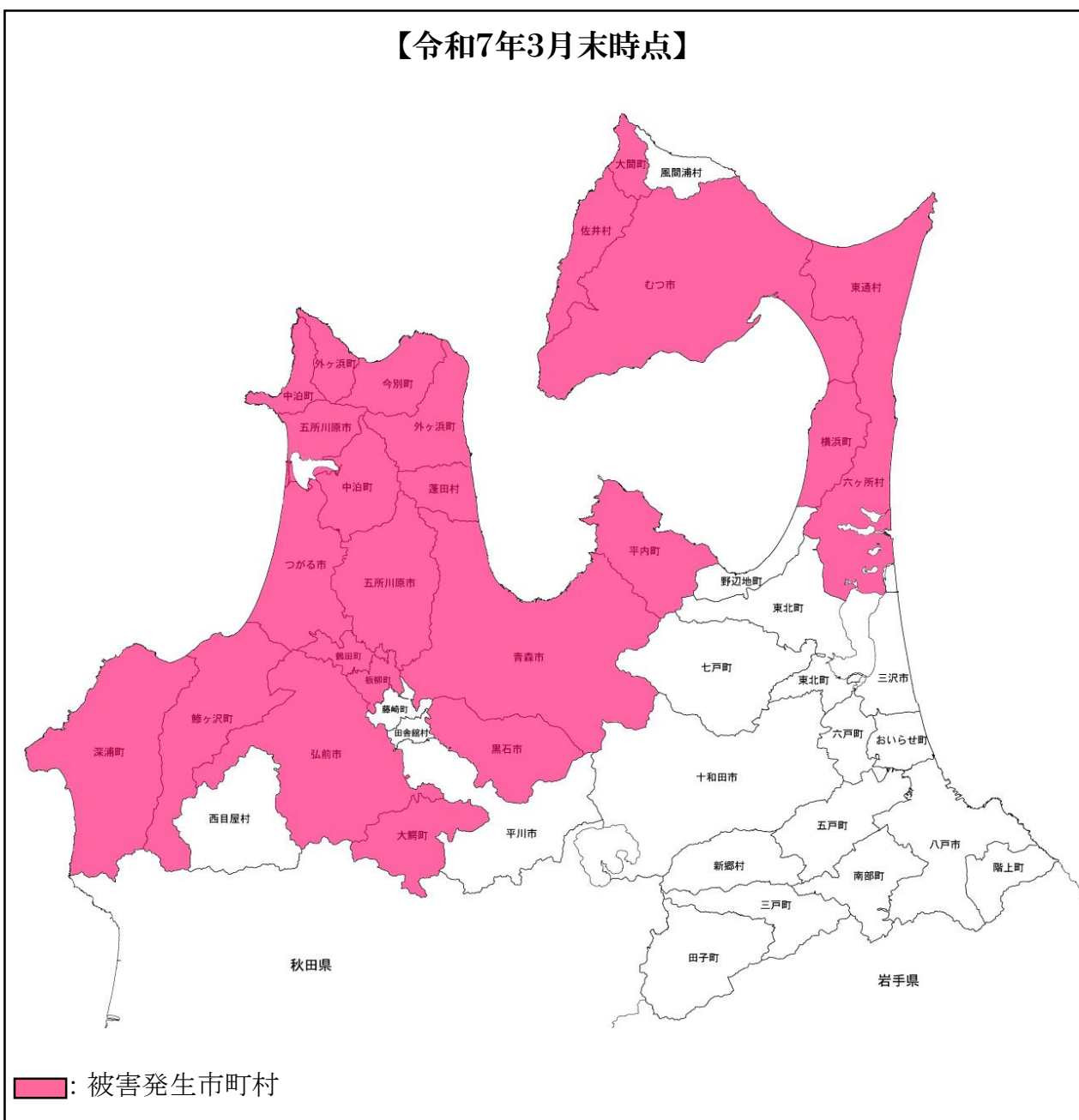
被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及び問合せ先」にご連絡ください。



こちらの QR コードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます

【令和7年3月末時点】



留意事項の詳細

① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、カシナガが盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカシナガが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、被害発生市町村では、この期間に伐採を行わないでください。

また、未被害市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林外に搬出してください。

- 「巻枯らし※」は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カシナガ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において年間を通して行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

○ やむを得ず6月～9月の間に伐採する必要がある場合

- 作業内容について伐採地を所管する農林水産事務所に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破碎後の厚さが6mm（木材チップパーにより破碎する場合は15mm）以下になるよう破碎するか、焼却処理してください。
- 伐根もカシナガを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ10cm以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

【スケジュール】

	1シーズン			2シーズン												3シーズン								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被害発生市町村			伐採しない												伐採しない									
			カシナガ活動期												カシナガ活動期									
未被害市町村			極力伐採しない												極力伐採しない									

② ナラ類の移動

被害木（枯死木、衰弱木、枯れていないがフラスが確認された木を含む）には、カシナガが潜んでいる可能性があり、移動先でカシナガが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害発生市町村内のナラ類は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力、市町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のナラ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでください。

⚠ 被害木を故意に移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為になります。
・同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

【被害発生市町村からの移動の特例】

被害を受ける前にナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止につながりますが、本留意事項が更新伐の妨げにならないよう、伐採後に適切に利用される場合は、下記区分を遵守頂いた上で、移動できるものとします。

(1) 被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。

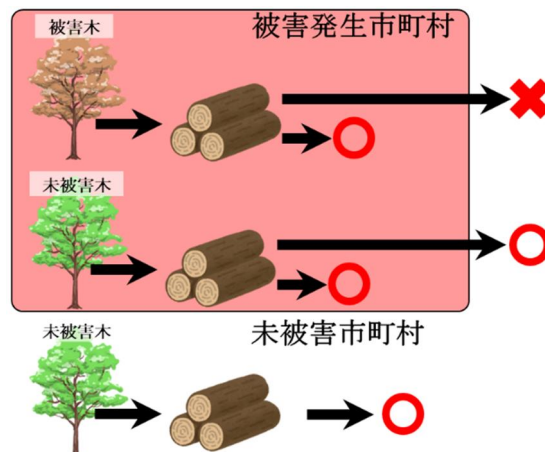
(2) 未被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

未被害木の利用は③、④に定める「伐採木の利用」に準ずる。

【スケジュール】

		1シーズン					2シーズン										3シーズン								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被害発生市町村	被害木																								
	未被害木																								
未被害市町村																									



③ 伐採木の利用

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として、5月末までに利用してください。

【利用する場合】

- ・ 破砕…破砕後の厚さが6mm（木材チップパーにより破砕する場合は15mm）以下になるよう破砕すること（チップ化・ペレット化もこれに準ずる）
- ・ 炭化…木炭などに炭化又は、薪として焼却すること
- ・ 製材…木材に加工すること

※原木きのこ用のほだ木…ほだ木については利用期限を設けず、複数年での利用を可能とするが、カシナガ活動期に移動しないこと
また、万が一フラスが確認された場合は、被害木として扱い、5月末までに破砕、炭化又は駆除すること

【スケジュール】

		1シーズン			2シーズン												3シーズン								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被害発生市町村	被害木																								
	未被害木																								
未被害市町村																									

カシナガ活動期: 6月～9月

5月末までに破砕、炭化、製材: 5月～5月末

被害発生市町村内で移動: 5月～5月末

被害木の駆除: 5月～5月末

ほだ木利用: 5月～5月末

移動しない: 6月～9月

移動可能: 10月～3月

【参考：駆除する場合】

- ・ くん蒸処理…くん蒸剤により、くん蒸殺虫すること
- ・ 焼却…被害木を焼却すること

④ 伐採木の薪利用

令和3年～4年度にかけて、被害木を適期に割材することによる駆除効果について検証した結果、一定の駆除効果が見込まれることが実証されました。

【検証結果】

- ・ 割材することで材が乾燥し、カシナガの幼虫が材内から脱出し死亡する
 - ・ 割材することで含水率が55%程度に低下すると餌となる共生菌が育成できないため、材内のカシナガも死亡する
- カシナガが越冬する前の年度内を推奨するが、カシナガが蛹化する前の3月末までに割材する。
- 少ないながらもカシナガが薪から脱出しているため、被害木から製作した薪を未被害地に持ち込むことは、被害拡大の原因となる。

この結果を踏まえ、被害発生市町村内のナラ類の利用促進対策として、次ページの区分を遵守頂いた上で、利用できるものとします。

(1) 被害木を加工した薪

3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。
未被害市町村に移動する場合は、薪内に潜んでいる可能性があるカシナガが羽化脱出した後の、割材した翌シーズンの10月以降から可能とする。

(2) 未被害木を加工した薪

健全木である（穿入孔がなく、フラスが出ていない）ことを十分に確認し、
3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

※薪加工…1辺の長さ7～8cm程度に割材したものを指す。

【スケジュール】

		1シーズン					2シーズン										3シーズン											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
被害発生市町村	被害木								3月までに割材					被害発生市町村内で保管														
	未被害木								カシナガ活動期					被害発生市町村内で移動					カシナガ活動期									
未被害市町村									3月までに割材															移動可能				
									移動しない					移動可能										移動可能				

⑤ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先

枯れた木は、カシナガが潜んでいる可能性があります。

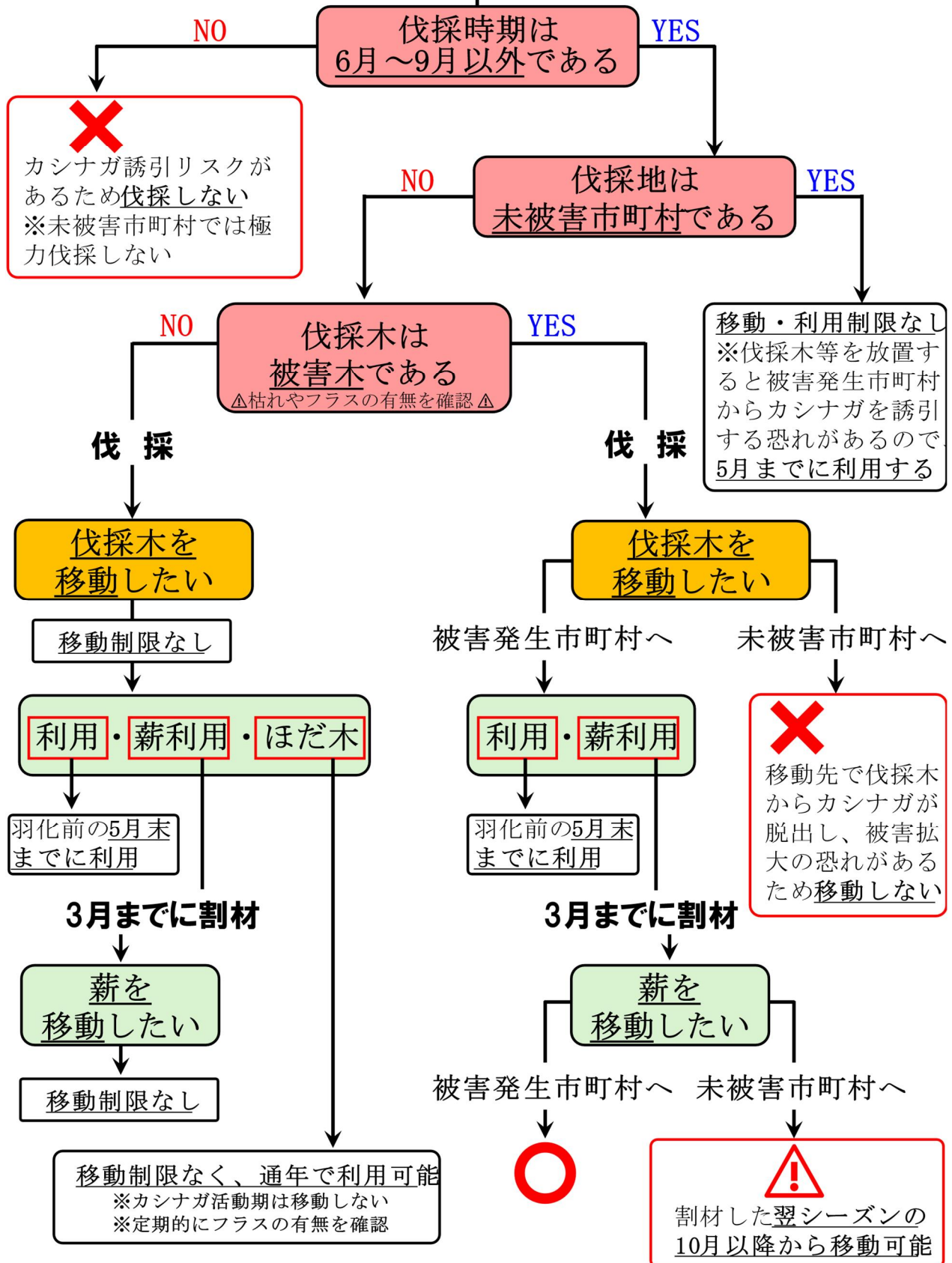
発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

本留意事項に関する問合せ

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北農林水産事務所 鯉ヶ沢水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鯉ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

留意事項を踏まえたナラ類の取扱いフロー



青森県マツ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

松くい虫被害（正式名称：マツ材線虫病）は、マツノマダラカミキリ（以下「カミキリ」という）媒介昆虫の移動に伴いマツノザイセンチュウ（以下「センチュウ」という）が健全なマツに感染することで被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツ類の木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）

留意事項一覧（詳細は次ページから記載）

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	× 極力行わないこと
② マツ類の市町村外 への移動	× 行わないこと	－ 対象外	－ 対象外
③ 県外を含む被害地 域からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
④ 被害木の駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	－ 対象外	－ 対象外
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：南部町、深浦町

B：八戸市、三戸町、五戸町、新郷村、田子町、鱒ヶ沢町

C：AとBを除く県内32市町村

松くい虫被害発生市町村位置図

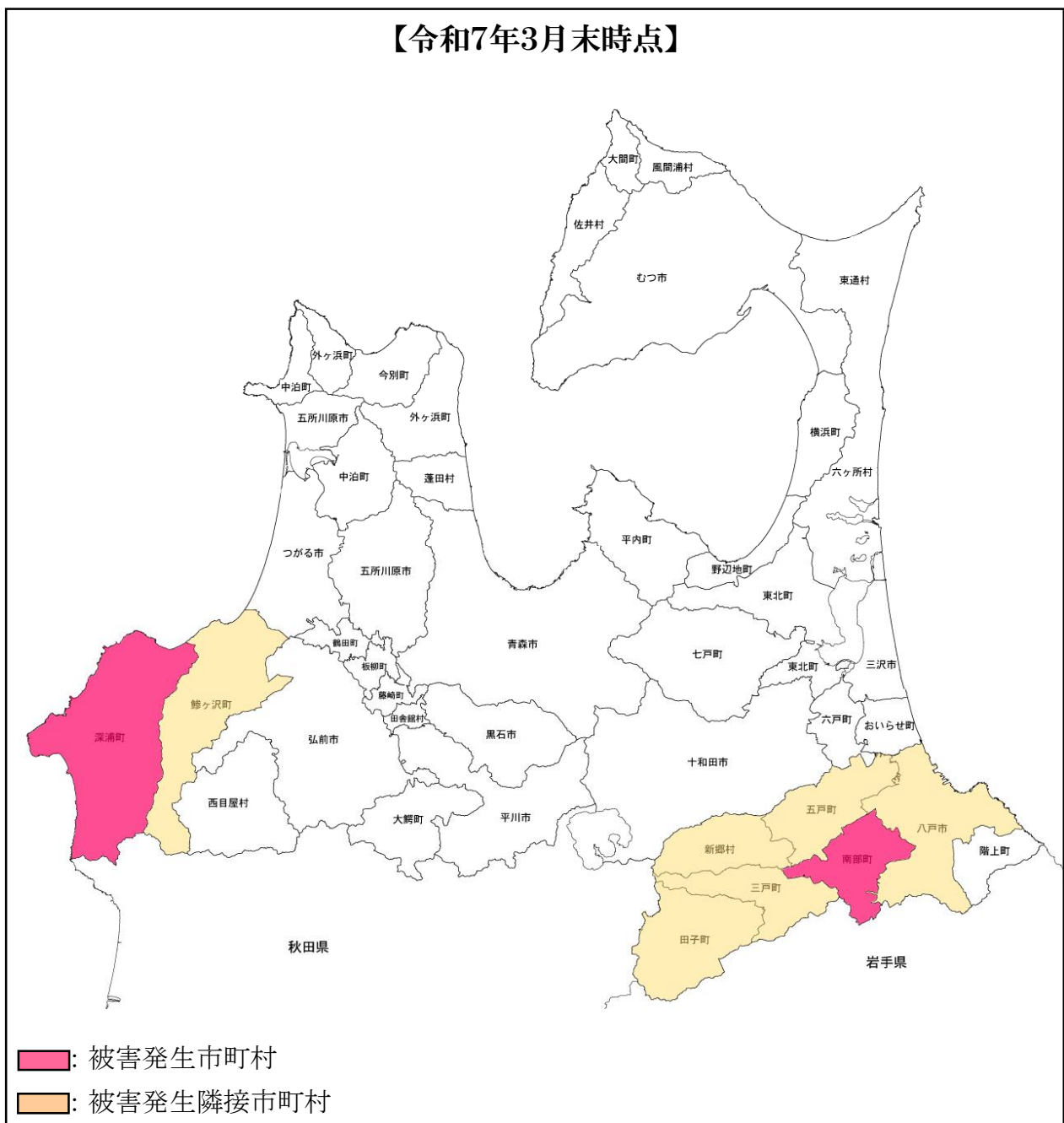
被害発生市町村は下図のとおりで、民国の被害状況を含めたものになります。

被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及び問合せ先」にご連絡ください。



こちらの QR コードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます



留意事項の詳細

① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカミキリが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、被害発生市町村と被害発生隣接市町村では、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林外に搬出してください。

○ 「巻枯らし[※]」は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カミキリ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において年間を通して行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

○ やむを得ず6月～9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する地域県民局に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破碎後の厚さが6mm(木材チップパーにより破碎する場合は15mm)以下になるよう破碎するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根から生じる匂いもカミキリを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ約10cm以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

② マツ類の市町村外への移動

被害木(枯死木、衰弱木した木を含む)には、カミキリやセンチュウが潜んでいる可能性があり、移動先でカミキリが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害木は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力、市町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のマツ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでください。

⚠ 被害木を故意に移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為になります。

- ・ 同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

④ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先

枯れた木は、カミキリやセンチュウが潜んでいる可能性があります。

発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

本留意事項に関する問合せ

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北農林水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8